

※ 当仕様書は、仕様の枠組みを示したものであり、プロポーザルを踏まえ、内容を変更することを想定しております。

高石市地域商品券交付事業業務仕様書

1. 業務目的

本業務は、長引く物価高騰で圧迫される家計を支援するとともに、市内の店舗及び小売店や飲食店などにおける消費を促すため、地域商品券（以下「商品券」という。）を発行することにより、地域経済の循環、消費活性化を図ることを目的とする。

2. 業務履行期間

契約日～令和9年3月31日

3. 業務内容

高石市住民基本台帳に登録されている市民に対し、一人あたり3,000円分の商品券を発行し、事業者に対し換金及び振込業務を行うもの。

(1) 発行する商品券の概要

対象者	基準日に高石市住民基本台帳に登録のある者
対象人数	約55,600人
給付額	1人あたり3,000円
給付総額（発行総額）	約166,800,000円
配布方法	世帯単位で郵送
利用期間	令和8年9月1日から令和8年11月30日
取扱店舗	事前登録された高石市内店舗（以下「参加店舗」という。） 事業開始後、随時店舗増加の可能性あり
事業者数	約300店舗を想定

※ 商品券の券面金額については、500円×6枚（500円以上で1枚利用可能）を予定しているがより良い提案があった場合には変更するものとする。

4. 紙商品券の電子的消込及び管理機能

本事業は、市民に紙の商品券を交付し、事業者が当該紙券に記載されたQRコード等を読み取ることにより、電子的に利用登録（消込）を行う方式とする。ただし、スマートフォンがない等、事業者特別な事情がある場合には、代替の方法にて対応すること。

電子的管理機能は、商品券の利用状況の確認、利用履歴の記録、事業者ごとの利用実績の集計及び精算処理の効率化を目的として提供するものとする。

(1) 商品券（電子的消込方法）の基本要件

商品券は、受給者及び事業者双方の利便性に配慮した操作性及び表示方法とすること。また、次の要件を満たすこと。

- 商品券は、スマートフォン又はタブレット端末において、専用アプリケーション

又はウェブブラウザのいずれかの手法により、電子的に利用できる仕組みを有し、事業者の利便性や操作性に配慮したインターフェースであること。

- 商品券は、事業者ごとに付与された事業者番号を用いて、即時に利用登録（消込）ができること。
- 事業者ごとの利用実績を管理でき、精算処理のためのデータ抽出が可能であること。
- 事業者は、専用管理画面等により、自店舗の利用情報及び利用履歴を随時確認できること。
- 商品券の利用実績は、システムにより自動的に記録及び集計される仕組みとし、参画事業者による利用実績の報告書提出等の業務を必要としないこと。

(2) QRコード読取後の機能要件

事業者によるQRコード読取後、システムは次の機能を満たすこと。

- 読み取ったQRコードに対応する商品券を表示できること。
- 当該商品券の利用状態（未使用・利用済・残額等）を確認できること。
- 事業者が入力した事業者番号を確認できること。
- 未使用であることを確認したうえで、利用登録（消込）を実行できること。
- 利用登録（消込）はリアルタイムで処理され、同一商品券の重複利用を防止できること。
- 利用登録後は、利用日時、利用店舗等の情報を記録し、利用履歴として管理できること。

(3) 商品券識別子の安全性

受託者は、各商品券に付与する識別子について、推測又は規則性の把握が困難な方式により生成すること。また、次の要件を満たすこと。

- 固有識別子は、十分なランダム性を有する方式により生成すること。
- 連番その他規則性のある単純な識別子を使用しないこと。
- QRコード又はURLにより、対象となる商品券を個別に特定できること。
- 個別の商品券単位で、利用状況の管理、停止及び無効化できること。

(4) 不正防止利用

受託者は、商品券の不正利用を防止するため、次の機能を備えること。

- 利用登録（消込）が行われた商品券は、再利用できないよう制御すること。
- 同一商品券の重複利用を防止する仕組みを有すること。
- 商品券の利用情報はリアルタイムでシステムに反映されること。

(5) セキュリティ要件

① クラウド環境

本業務で利用するクラウド環境は、日本国内リージョンにおいて運用すること。また、可用性及び障害対策の観点から、バックアップデータは日本国内の別リージョンに保管すること。

- ・アクセス制御
 - ・通信の暗号化
 - ・不正アクセス対策
 - ・操作ログ及び利用ログの取得
 - ・障害発生時の復旧体制
- ② 情報セキュリティマネジメント
- 受託者は、情報セキュリティ管理体制を確保するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC27001等）を取得していること。なお、共同提案による場合は、当該業務を直接担当する構成員が同認証を取得していることをもって、本要件を満たすものとする。
- ③ 脆弱性診断
- 本業務におけるシステムのセキュリティ対策として、脆弱性診断の実施は任意（推奨事項）とする。受託者が診断を実施する場合は、その対象範囲、診断手法、および発見された脆弱性への対応方針を提案書に記載すること。
- ④ システム運用実績
- 本業務で利用するシステムは、全国規模で展開される事業者において導入実績を有し、現在も継続して稼働していること。
- ⑤ 通信の安全性
- 商品券利用時及びシステム管理の通信は、HTTPS等の暗号化通信を使用すること。
- ⑥ ログ管理
- 受託者は、次のログを取得し、必要に応じて確認できる状態で保存すること。ログは、不正利用調査等に対応できる期間保存すること。
- ・商品券使用ログ
 - ・システム操作ログ
 - ・管理者操作ログ
- ⑦ 不正防止機能
- システムは、次の不正利用防止機能を有すること。
- ・使用済み商品券の再利用防止
 - ・必要に応じた商品券停止又は無効化機能

5. 委託業務内容

（1）商品券の納入

- ① 市の指定するロゴ等を使用し、商品券のデザインを行うこと。
- ② 令和8年7月3日までに市が指定する場所に、指定する方式で商品券のデザインデータ及びQRコードの生成用データを納入すること。

(2) 商品券の電子的消込及び管理機能システムの構築

- ① 商品券の電子的消込及び管理機能を有するシステムを構築すること。
- ② システムは、本仕様書に定める商品券の基本要件に適合するものとする。

(3) 事業者への換金及び振込業務

- ① 事業者への換金及び振込業務を実施すること。
- ② 事業者への振込は、金融機関を利用し、安全かつ確実な方法で行うこと。
- ③ 事業者への振込は、原則として、利用月の翌月中に1回以上とし、事業者の運営に影響が出ないよう適切な頻度で行うこと。また、利用期間終了翌月以降に消込処理を行った商品券の振込についても振込手続きを行うこと。
- ④ 事業者への負担がないことを原則とし、換金に係る振込手数料等は受託者の負担とし、委託事務費用に含めること。
- ⑤ 商品券が利用期間内に利用されない等の理由により、換金されなかった売上金など本委託事業により得た収入は、市の指定する方法によって精算すること。
- ⑥ 換金時において事業者と受託者の間で売上と振込額等に相違が出た場合は、原因究明を行い、高石商工会議所と連携し責任をもって対応すること。
- ⑦ 振込業務の運営管理、業務体制、その他の取組については、本業務が適正に執行できるものとする。

(4) データ管理

- ① 本業務に伴い収集又は作成したデータは、適正に管理すること。
- ② 換金業務のほか、円滑な事業実施に必要なデータを作成すること。
- ③ 収集又は作成したデータは、効果測定業務に活用すること。
- ④ 個人情報取り扱いについては、関係法令を遵守し適正に行うこと。

(5) 効果測定

- ① 本事業による消費喚起及び誘発効果を測定すること。
- ② 本事業に関して、利用者及び利用店舗に関するデータを基に消費の実態を分析すること。
- ③ 分析結果を取りまとめた報告書を作成し、市へ提出すること。

(6) 事務局運営

- ① 本事業の遂行に当たって、運営事務局を設置すること。
- ② 本事業を実施するために責任者及び必要な人員を配置し、適正かつ確実な業務執行体制を整えること。
- ③ 業務全体のスケジュールを管理し、発注者と協議、報告、相談及び連絡を行い、合意を得ながら適切に事業を進捗すること。

(7) 利用者対応

- ① 運用マニュアル等を作成し、市に提供するとともに、あらゆる問い合わせに対して誠実に対応すること。
- ② 事業者が迷わず操作できるよう、操作マニュアルを作成すること。